

(別紙)

【審査基準：でん粉原料用かんしょ産地対策事業】

- ・ 本事業における審査項目（採点基準）及びポイントは下表のとおりとする。
- ・ 応募者ごとに採点（ポイント化）し、補助金等交付候補者を選定する。
- ・ 審査に当たり、事業の要件を満たす場合であっても、過去３カ年に「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和 30 年法律第 179 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項に基づく交付決定取消のある応募者については採択しないものとする。

審査項目	評価の観点	ポイント配分 (満点)
1 成果目標ポイント	現状に対する成果目標の高さに応じてポイントを付与。 以下の成果目標の中から１つ以上選択することとし、複数選択した場合には、最も高いポイントを採用する。 【特別加算ポイント】 ２つ以上の成果目標を設定した場合においては、その目標数に応じて以下のポイントを加算 設定する成果目標の数 ２つ・・・１ポイント加算 ３つ・・・２ポイント加算 ４つ・・・３ポイント加算 ・ 作付面積を１％以上増加 １０％以上・・・・・・・・・１０ポイント ８％以上１０％未満・・・・・・・・・８ポイント ６％以上８％未満・・・・・・・・・６ポイント ４％以上６％未満・・・・・・・・・４ポイント １％以上４％未満・・・・・・・・・２ポイント ・ 10a 当たり総労働時間を１０％以上削減 ２０％以上・・・・・・・・・１０ポイント １７．５％以上２０％未満・・・・・・・・・８ポイント １５％以上１７．５％未満・・・・・・・・・６ポイント １２．５％以上１５％未満・・・・・・・・・４ポイント	１０ ポイント ＋ ３ポイント

	10%以上 12.5%未満 ・ ・ ・ ・ ・ 2 ポイント ・ 10a 当たりの収量を 2 %以上増加 10%以上 ・ ・ ・ ・ ・ 10 ポイント 8 %以上 10%未満 ・ ・ ・ ・ ・ 8 ポイント 6 %以上 8 %未満 ・ ・ ・ ・ ・ 6 ポイント 4 %以上 6 %未満 ・ ・ ・ ・ ・ 4 ポイント 2 %以上 4 %未満 ・ ・ ・ ・ ・ 2 ポイント ・ 3 月植え及び 4 月植えの作付面積を 1 %以上増加 10%以上 ・ ・ ・ ・ ・ 10 ポイント 8 %以上 10%未満 ・ ・ ・ ・ ・ 8 ポイント 6 %以上 8 %未満 ・ ・ ・ ・ ・ 6 ポイント 4 %以上 6 %未満 ・ ・ ・ ・ ・ 4 ポイント 1 %以上 4 %未満 ・ ・ ・ ・ ・ 2 ポイント	
2 加算 ポイント		
① でん粉原料用かんしょの面積規模	・ 受益地区におけるかんしょの作付面積のうち、でん粉原料用かんしょの割合が 30%以上であること。 50%以上 ・ ・ ・ ・ ・ 3 ポイント 40%以上 50%未満 ・ ・ ・ ・ ・ 2 ポイント 30%以上 40%未満 ・ ・ ・ ・ ・ 1 ポイント	3 ポイント
② 新品種の早期普及への取組	・ 事業の内容の 1 「新品種の早期普及」を実施する場合。	3 ポイント
③ 生分解性マルチによる環境対策及び省力化の取組	・ 事業の内容 4 「生分解性マルチの導入促進」を実施する場合において、作付面積のうち生分解性マルチの栽培面積が占める割合が 4 %以上であること。 10%以上 ・ ・ ・ ・ ・ 3 ポイント 7 %以上 10%未満 ・ ・ ・ ・ ・ 2 ポイント 4 %以上 7 %未満 ・ ・ ・ ・ ・ 1 ポイント	3 ポイント

④ でん粉原料用かんしょの収穫作業の効率化	・事業の内容 5 「かんしょ生産省力機械の導入促進」における導入対象機械に、でん粉原料用かんしょ収穫用ハーベスタが含まれる場合において、でん粉原料用かんしょの作付面積割合が総受益面積の 30% 以上であること。 50%以上・・・・・・・・・・ 3 ポイント 40%以上 50%未満・・・・・・・・ 2 ポイント 30%以上 40%未満・・・・・・・・ 1 ポイント	3 ポイント
⑤ みどりの食料システム法の計画認定について	・事業実施主体の構成員が、みどりの食料システム法に基づく環境負荷低減事業活動計画、特定環境負荷低減事業活動実施計画、基盤確立事業実施計画のいずれかの認定を受けている場合又は令和 7 年度までに認定を受ける見込みがある場合。	3 ポイント
⑥ 地域計画の計画認定について	・事業を実施する地域において、地域計画（農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 19 条に規定する地域計画をいう。）が策定されている場合又は策定に向けた協議が実施され策定が見込まれている場合。	3 ポイント
⑦ 生産方式革新実施計画の計画認定について	・農業の生産性の向上のためのスマート農業の促進に関する法律（令和 6 年法律第 63 号）第 7 条第 1 項に定める生産方式革新実施計画の認定を受けている者又は事業終了時までに当該認定を受けることが確実である者であって、事業実施主体の取組の内容が当該生産方式革新実施計画の内容に合致している場合。	3 ポイント